**非開示希望申出と当事者間秘匿制度（Ｑ＆Ａ）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　秋田家庭裁判所調停係

Ｑ１　家事事件を申し立てるにあたり、他方当事者に知られたくない情報があるのですが、どのようにしたらよいですか。

Ａ１　申立書、資料等を提出する際に、他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、原則として当事者において、該当箇所をマスキング（黒塗り）するなどして、当該情報が書面に現れないようにすることが大切です。

当該部分をマスキング（黒塗り）することができない事情がある場合には、当事者間秘匿制度（Ｑ３）又は非開示希望申出（Ｑ８）を利用していただくことになりますが、それぞれ要件や手数料の要否が異なり、裁判官の判断によっては認められないこともあります。

Ｑ２　住民票をそのままにして、自宅を出て一時的に避難して生活しています。現在の避難場所を他方当事者等に知られたくありません。申立書に「住所」を記載するにあたり、弁護士事務所、他県に住む親戚の住所などを記載してはいけませんか。

　Ａ２　申立書に記載すべき「住所」は「生活の本拠」（民法２２条）をいい、氏名と相まって当事者を特定するため、記載が求められています。現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を申立書に記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。なお、全く住んでいない場所や名所旧跡など通常住所とは考えられない場所を記載することはできません。

Ｑ３ 当事者間秘匿制度とはどのようなものですか。

Ａ３　令和５年２月に施行された制度で、家事事件において、当事者又はその法定代理人が、他方当事者等に自らの住所等及び氏名等が知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときに、秘匿申立てを行い、要件を満たすときは秘匿決定を得ることにより、住所等又は氏名等を秘匿する制度です。具体的には、秘匿申立書と共に提出する秘匿事項届出書面（※秘匿を希望する住所等を記載した書面。）につき、秘匿対象者以外の者の閲覧等の請求が制限されることになります。

　住所又は氏名につき秘匿決定がされた場合には、当該秘匿決定において当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項（代替事項（例えば「代替住所Ａ」、「代替氏名Ａ」））が定められ、当該手続及びその後の関連手続では、代替事項を記載すれば住所又は氏名を記載したものとみなされます。なお、その後の手続の種類によっては、再度秘匿の申立てが必要になる場合があります。

　秘匿決定がされても、秘匿事項届出書面以外の書面に記載された秘匿事項につき当然に秘匿の措置がされるわけではありませんので、秘匿事項を記載した書面を提出することのないよう留意して下さい。

Ｑ４　どのような事項が秘匿の対象となるのですか。

　　Ａ４　当事者又はその法定代理人の住所等及び氏名等が対象となります。住所等とは、住所、居所及びその他通常所在する場所（職場等）を、氏名等とは、氏名その他その者を特定するに足りる事項（本籍等）をいいます。

　　なお、当事者の子や審判を受ける者となるべき者は秘匿の対象者となりません。

Ｑ５　秘匿申立ては、どのようにすればよいのですか。

Ａ５　秘匿申立書、秘匿事項届出書面（※秘匿を希望する住所等を記載した書面。秘匿対象者が複数いる場合には、秘匿対象者ごとに作成してください。）及び社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを疎明する資料（※裁判官が見て、一応確からしいと推測できる資料。例えば、保護命令の決定書、住民票上の支援措置を受けていることが分かる資料、陳述書。他方当事者に知られたくない情報はマスキングして提出してください。）を提出し、申立手数料（※申立書１件につき収入印紙５００円（秘匿対象者が複数いる場合を除く。））及び郵便切手（１７１２円（内訳：５００円切手３枚、８４円切手２枚、１０円切手３枚、５円切手２枚、１円切手４枚））を納めていただく必要があります。

　　　調停事件等の申立書の提出と同時に秘匿申立書を提出する場合は、調停事件等の申立書には秘匿事項届出書面に記載した住所等を記載せず、代替事項（例えば「代替住所Ａ」）を記載する必要があります。また、秘匿対象者が複数いる場合には、秘匿事項届出書面は、秘匿対象者ごとに作成してください。

　　　なお、秘匿申立てをしても、裁判官の判断によっては、申立てが認められない場合もあります。

Ｑ６　秘匿決定に不服がある場合どのような手段がありますか。

Ａ６　秘匿申立てを却下した裁判に対しては申立人が即時抗告することができます。秘匿申立てを認容した裁判に対しては即時抗告することはできません。

　　　合意に相当する審判対象調停事件及び審判事件において秘匿決定がされた場合、秘匿対象者以外の当事者又は利害関係参加人は、①秘匿決定の要件を欠く又は欠くに至ったとして秘匿決定の取消しの申立て、②自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとして秘匿事項届出書面の閲覧等許可申立てをすることができます。

Ｑ７　調停が不成立で終了し、新たに人事訴訟を提起する場合、別途秘匿決定の申立てを行う必要がありますか。

Ａ７　人事訴訟を提起する場合には、仮に調停手続で秘匿決定の申立てが認容されていたとしても、別途秘匿決定の申立てを行う必要があります。

Ｑ８　非開示希望申出とはどのようなものですか。

Ａ８ 当事者が裁判所に提出する書類に含まれている情報のうち、他方当事者等に対して開示されることにより社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなど、非開示とすべき具体的な理由がある情報（住所等）を開示しないことを求める（希望する）申出のことです。非開示希望申出の対象としては、秘匿制度の対象となる当事者又はその法定代理人の氏名等や住所等に加え、診断書に記載されている病院名等の開示を希望しない情報を推知することができる事項、当事者の子や審判を受ける者となるべき者に関する情報も含まれます。

Ｑ９　非開示希望の申出はどのようにすればいいのですか。

Ａ９　非開示希望申出書に非開示希望の情報が記載されている書類を添付し提出してください。その際、非開示希望の部分をラインマーカー等で明確に表示してください。非開示希望の部分をマスキング（黒塗り）した当該書類のコピーの提出を求められる場合もあります。ただし、非開示希望の申出をしても、裁判官の判断により認められないこともあります。非開示希望申出に伴う、手数料及び郵便切手は不要です。

Ｑ10　秘匿制度と非開示希望の申出のどちらを選べばよいのですか。

　　　Ａ10　秘匿制度と非開示希望の申出は、利用できる人、対象事項、要件、効果、手数料の有無等が異なりますので、それらを考慮の上で、どちらを利用するかを選択してください。